

## 沖縄市「食」の自立支援事業運営要綱

(平成 12 年 4 月 1 日決裁)

|    |                    |                    |
|----|--------------------|--------------------|
| 改正 | 平成 16 年 4 月 1 日決裁  | 平成 17 年 4 月 1 日決裁  |
|    | 平成 18 年 4 月 1 日決裁  | 平成 19 年 4 月 1 日決裁  |
|    | 平成 26 年 1 月 29 日決裁 | 平成 26 年 9 月 16 日決裁 |
|    | 平成 27 年 4 月 1 日決裁  | 平成 31 年 4 月 1 日決裁  |
|    | 令和 3 年 12 月 28 日決裁 | 令和 6 年 8 月 15 日決裁  |
|    | 令和 7 年 3 月 28 日決裁  | 令和 7 年 12 月 8 日決裁  |

### (目的)

第 1 条 沖縄市「食」の自立支援事業（以下「事業」という。）は、日常生活に支障のある在宅の高齢者に対し、定期的に弁当を提供し安否確認を行う（以下「配食サービス」という。）ことで、食生活の改善と体調不良時の迅速な対応を行い、高齢者等の自立した生活の維持を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、沖縄市とする。ただし、事業の一部は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は事業所（以下「事業所等」という。）に委託することができるものとする。

### (利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、以下のとおりとする。

#### (1) 以下の各号全てに該当するもの

- ア 市内に居住する概ね 65 歳以上の独居、又は高齢者のみの世帯
- イ 老衰、心身の障がい及び疾病等の理由により食事の調理が困難、かつ日常的な見守りによる安否確認が必要と認められるもの
- ウ 近隣に扶養義務者がいない、又は居住していても支援が受けられない状況にあるもの
- エ 市県民税非課税世帯であるもの

#### (2) その他、市長が特に必要と認めたもの

### (事業内容)

第 4 条 事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 事業の利用者（以下「利用者」という。）の実態把握調査を行い、状態を把握するとともに、食生活上及び安否確認に関する課題を明らかにする。
- (2) 実態把握調査に基づき、利用者の健康状態に合わせた弁当を定期的に利用者へ手渡しにより提供することで、食生活の改善、健康の保持及び安否確認を行う。
- (3) 定期的に実態把握調査を行い、必要時配食サービスの内容の見直しを行う。

2 実態把握調査の様式については、別に定めるものとする。

(配食サービス回数等)

第5条 配食サービスは、月曜日から土曜日の内、5回までを上限とし、1日1回、昼食又は夕食の提供を行うものとする。

(配食サービスの休業日)

第6条 配食サービスの休業日については、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 6月23日（慰霊の日）
- (4) 台風時、暴風警報が発令され路線バスが運行停止となったとき、及び自然災害等で配食サービスが困難になったとき。

(利用の申請)

第7条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、沖縄市「食」の自立支援事業利用申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申請に基づき、沖縄市「食」の自立支援事業利用対象者調査票（様式第2号）を作成し、速やかにその内容を審査の上、利用の要否を決定し、沖縄市「食」の自立支援事業利用決定通知書（様式第3号）又は、沖縄市「食」の自立支援事業利用申請却下通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。審査を行うにあたり、必要時サービス調整会議にて関係者の意見を聴取することができるものとする。

(利用期間)

第9条 本事業の利用期間は、12か月を上限とする。

(配食サービス内容の変更等)

第10条 利用者は、配食サービスの回数、曜日、事業所等を変更したいとき、又は転居したとき、沖縄市「食」の自立支援事業利用変更申請書（様式第5号）により、市長に申請するものとする。

(利用変更の決定等)

第11条 市長は前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上要否を決定し、沖縄市「食」の自立支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）を利用者へ通知するものとする。審査を行うにあたり、必要時サービス調整会議にて関係者の意見を聴取することができるものとする。

(利用継続の申請)

第12条 利用者が、利用の継続を希望するときは、沖縄市「食」の自立支援事業利用継続申請書（様式第7号）により、市長に申請するものとする。

(利用継続の決定等)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査し、利用継続の要否を決定し、沖縄市「食」の自立支援事業利用継続決定通知書（様式第8号）を利用者へ通知するものとする。審査を行うにあたり、必要時サービス調整会議にて関係者の意見を聴取することができるものとする。

（配食サービスの休止）

第14条 利用者は、入院等一時的に配食サービスを受けられない場合、3か月を限度として配食サービスを休止することができるものとする。

（配食サービスの終了）

第15条 市長は、利用者が次の各号いずれかに該当した場合、配食サービスを終了することができるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 他市町村に転出したとき。
- (3) 介護保険施設に入所したとき。
- (4) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (5) 辞退の申出があったとき。
- (6) 配食サービスを休止して3か月以上経過したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の終了を決定したときは、沖縄市「食」の自立支援事業利用終了通知書（様式第9号）を利用者に通知するものとする。

（原材料費及び調理費の負担）

第16条 利用者は、事業に係る原材料費及び調理費相当分として、1食あたり400円を負担するものとする。

（関係機関との連携等）

第17条 市長は、事業所等、沖縄市地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員、沖縄市社会福祉協議会等との連携を密とするとともに、食生活改善推進委員、ボランティア等の協力が得られるよう配慮し、事業の円滑な運営に努める。

2 事業所等は、事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、利用状況報告書を作成し、市長に報告するものとする。

（守秘義務等）

第18条 事業所等は、その業務を行うにあたっては、利用者の人格を尊重し行うとともに、当該利用者世帯の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則(平成 16 年 4 月 1 日決裁)**

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の沖縄市配食サービス事業実施要項に基づき、配食サービス事業を利用している者は平成 16 年 10 月まで事業を利用することができるものとする。

**附 則(平成 17 年 4 月 1 日決裁)**

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の沖縄市「食」の自立支援事業運営要綱の規程に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

**附 則(平成 18 年 4 月 1 日決裁)**

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 19 年 4 月 1 日決裁)**

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 26 年 1 月 29 日決裁)**

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 26 年 9 月 16 日決裁)**

この要綱は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

**附 則(平成 27 年 4 月 1 日決裁)**

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(平成 31 年 4 月 1 日決裁)**

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 3 年 12 月 28 日決裁)**

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 6 年 8 月 15 日決裁)**

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 7 年 3 月 28 日決裁)**

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(令和 7 年 12 月 8 日決裁)**

この要綱（内規）は、令和 7 年 12 月 8 日から施行する。

様式第1号

沖縄市「食」の自立支援事業利用申請書  
[別紙参照]

様式第2号

沖縄市「食」の自立支援事業 利用対象者調査票  
[別紙参照]

様式第3号

沖縄市「食」の自立支援利用決定通知書  
[別紙参照]

様式第4号

沖縄市「食」の自立支援事業利用申請却下通知書  
[別紙参照]

様式第5号

沖縄市「食」の自立支援事業利用変更申請書  
[別紙参照]

様式第6号

沖縄市「食」の自立支援事業利用変更決定通知書  
[別紙参照]

様式第7号

沖縄市「食」の自立支援事業利用継続申請書  
[別紙参照]

様式第8号

沖縄市「食」の自立支援事業利用継続決定通知書  
[別紙参照]

様式第9号

沖縄市「食」の自立支援事業利用終了通知書  
[別紙参照]